

# ITS世界会議2016 メルボルン大会視察ツアー 【カンタス航空コース】

旅行期間：2016年10月8日(土)～10月16日(日) 6泊9日

旅行代金：**295,000**円 (お一人様あたり、1名一室、航空機エコノミークラス利用) 最小催行人数：20名 募集人員：25名

※上記旅行代金には、燃油サーチャージ(目安：21,000円 2016年2月19日現在)、羽田空港施設使用料、羽田空港旅客保安サービス料、海外空港諸税が別途必要となります。

## 視察ツアーのポイント

- ・羽田空港発着便利用確約！
  - ・ITS世界会議期間中、宿泊ホテルにてツアーデスクを設置！
  - ・お客様のご希望に合わせてアレンジ可能！
- お問い合わせください！



## ご利用ホテル



ランデブーホテル メルボルン

華麗さ、歴史的価値、伝統的な豪華さで際立つホテルです。1913年当時のスタイルと趣を残して修復され、モダンな設備も備わっております。ホテル内のバーは特にその雰囲気の色濃く残っています。

### Rendezvous Hotel Melbourne

住所：328 Flinders Street, Melbourne VIC 3000 Australia

TEL: +61(3)9250 1888 FAX: +61(3)9250 1877

URL: <http://www.rendezvoushotels.com/>

旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト株式会社 ECC営業本部 第5営業支店

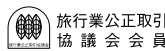
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル12階

TEL: 03-6891-9305

FAX: 03-6891-9405

営業日・営業時間：月～金 9:30～17:30(土・日・祝祭日は休みです)

観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会正会員



# 日程表

日次	月 日 曜	発着地・滞在地	現 地 時 間	交 通 機 関	摘 要	食事条件		
						朝	昼	夕
1	10月8日(土)	羽田 発	22:00	QF26	羽田空港ご集合 空路、乗継便にてメルボルンへ	×	×	機
2	10月9日(日)	シドニー 着 シドニー 発 メルボルン 着	9:30 13:00 14:35	QF435 専用車	専用車にてホテルへ(ガイド付き)	機	×	×
3	10月10日(月)	メルボルン 滞在	終日	公共交通機関	各自にて会場へ ■ITS世界会議(別代金)	○	×	×
4	10月11日(火)	メルボルン 滞在	終日	公共交通機関	各自にて会場へ ■ITS世界会議(別代金)	○	×	×
5	10月12日(水)	メルボルン 滞在	終日	公共交通機関	各自にて会場へ ■ITS世界会議(別代金)	○	×	×
6	10月13日(木)	メルボルン 滞在	終日	公共交通機関	各自にて会場へ ■ITS世界会議(別代金)	○	×	×
7	10月14日(金)	メルボルン 滞在	終日	公共交通機関	各自にて会場へ ■ITS世界会議(別代金)	○	×	×
8	10月15日(土)	メルボルン 発 シドニー 着 シドニー 発	19:00 20:25 22:00	専用車 QF462 QF25	チェックアウト後、専用車にて空港へ(ガイド付き) 空路、乗継便にて羽田へ	○	×	機
9	10月16日(日)	羽田 着	5:30		羽田空港到着、入国審査・通関後、解散	機	×	×

●発着日時及び交通機関は変更になることがあります。

●利用予定日本発着航空会社: QF カンタス航空

●時間帯の目安: 早朝=4:00~6:00 朝=6:00~8:00 午前=8:00~12:00 午後=12:00~16:00 夕刻=16:00~18:00 終日=09:00~18:00

●食事: ○・・・食事あり、×・・・食事なし、機・・・機内食

# 募集要項

- 旅行期間 2016年10月8日(土)～10月16日(土) 6泊9日
- 旅行代金 295,000円 羽田空港発着 航空機エコノミークラス、ホテル1名一室利用/お一人様代金  
※燃油サーチャージ(目安:21,000円2016年2月19日現在)、羽田空港施設使用料、羽田空港旅客保安サービス料、海外空港諸税が別途必要となります。
- 最少催行人員 20名
- 募集人員 25名
- 利用予定日本発着航空会社 カンタス航空(QF)
- 利用予定ホテル ランデブーホテル メルボルン
- 食事 朝6回、昼0回、夕0回(この回数に機内食は含まれません)
- 添乗員 同行いたしません、現地係員がお世話致します。
- 申込締切日 2016年7月29日(金)ただし定員になり次第締め切ります。

旅行代金に含まれるもの	①航空運賃:日程表に記載された区間(航空機エコノミークラス) ②宿泊代金:ホテル・シングルルーム(1人一室利用シャワー・トイレ付) ③食事代金:日程表に明記の食事代金(朝:6回、昼:0回、夕:0回 機内食を除く) ④日程表に記載された空港送迎時のガイド代 ⑤バス代金:空港ホテル間の送迎バス料金 ⑥団体行動中の税金・チップ ⑦手荷物運搬代金:大きさは航空会社の規定内。詳しくは弊社担当にお尋ね下さい。 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。 旅行代金算出基準日:2016年2月19日
旅行代金に含まれないもの	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。 ①旅券印紙代・証紙代有効期限5年のもの:11,000円、有効期限10年のもの:16,000円 ②個人的性格の費用:クリーニング代、電話代 ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料 ⑥渡航手続代行料金(旅券・査証の申請代行3,240円) ⑦羽田空港施設使用料(2,570円)、羽田空港旅客保安サービス料(100円) ⑧運送機関の課す付加運賃・料金:燃油サーチャージ(21,000円) ⑨現地空港税(エコノミークラス:11,290円) ⑩ITS世界会議会議登録料 ※上記の日本円換算額は、2016年2月19日現在の三菱東京UFJ銀行売渡レート1AUD=82.55円を基準に算出しています。 ※上記料金はいずれも2016年2月19日現在の料金となります。今後変動の可能性があります。 ※航空会社の定める付加運賃・料金が変更された場合は、増額になった時は不足分を追加徴収し、減額になった時はその分を返金いたします。 旅行代金算出基準日:2016年2月19日

## ■ 旅券・査証について:

1. 旅券(パスポート):この旅行には有効期間が2016年10月16日以降も有効な旅券が必要となります。条件を満たしていない場合は、早急にパスポートを申請ください。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等はお客様の責任で行ってください。お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいております。
  2. 査証(ビザ):査証(ETAS)の取得が必要となります。現在現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証(ETAS)の取得はお客様の責任で行ってください。ETASを取得できなかった場合は別途査証の申請が必要です。査証取得まで1ヶ月以上要する場合があります。ご出発までに査証が取得できない場合、旅行契約を解除させていただきます、その場合の取消料はお客様負担となります。
- ※上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

## ■ 参加申込方法

別添参加申込書、パスポートコピーを近畿日本ツーリスト宛にご郵送又はFAXにてお送り下さい。  
 なお、申込後3営業日以内に申込金100,000円を下記宛にお振込下さい。ご入金のご確認が取れなかった場合は、ご予約はなかったものとなります。  
 申込金は旅行代金、取消し料、違約料の一部として取り扱います。  
 また、旅行代金の残金は9月上旬にご請求書を送付いたしますのでお手元に届きましたらお振込みお願い致します。

振込先	銀行名:三井住友銀行 中央支店 口座名:近畿日本ツーリスト(株) 口座番号:(普通) 8799376
申込締切日	2016年7月29日(金) 当日消印有効、先着順(ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。)

## ■ 取消料

お申し込み後、お客様のご都合で参加を取消される場合、次の取消料をお支払いいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

## ■ 最終日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名が記載された最終日程表は、2016年9月下旬に送付します。

◆ 旅行企画・実施(申込・問い合わせ先) ◆

**近畿日本ツーリスト(株) ECC営業本部 第5営業支店**

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル12階

営業日・営業時間:月～金 9:30～17:30(土・日・祝祭日は休みです)

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者※:大島一浩・原沢哲也  
担当:中村・吉本

電話:03-6891-9305 FAX:03-6891-9405

※総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。当旅行の契約等に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

# ご旅行条件書（海外旅行）

## ■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。  
申込金は「旅行代金」「取消料」「返送料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。  
お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字名を記入される時は旅券に記載されたこと等をお記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（「■お客さまの交替」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料（「取消料のかかる場合」に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いします。  
(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。（キャンセルの場合はご連絡をお願いします）  
なお申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお持ちいただける期間を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合遅やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期間までに結果として予約が不能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保障するものではありません。  
(4) 日程上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます）は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされますと、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。  
(5) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申出ください。当社が可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担とします。  
(6) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部コースを除きます）。15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。  
(7) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企業が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。  
(8) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との提携条件  
① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱い特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。  
② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。  
③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を受けた時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。  
④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。  
(9) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。  
① 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。  
② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。  
③ お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。  
④ お客様が流説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。  
(10) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

## ■お客様が発売までに実施する事項

### 海外危険情報について

渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.punbanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

### 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

- 「十分注意して下さい」  
通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報（危険情報）の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。  
(2) 「渡航の是非を検討してください」  
当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報（危険情報）並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を受取いたしません。一旦ご理解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。  
(3) 「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」 催行を中止いたします。

### 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください

### ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金は、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

### ■確定日割表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日割表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

### ■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画による運送サービスの提供その他の当社の当との間で発生しない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。  
(2) 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

### ■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日	旅行代金の10%
旅行開始日*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

\*ピーク時は12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。  
① 当社の責任とならぬローン、渡航手続き等の事由による取消しの場合も表記取消料をいただきます。  
② 取消料の対象となる旅行代金は表記された旅行代金に追加代金を加えた合計額です。  
■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）  
下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）  
① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。  
② 旅行代金が増額された場合。

- 当社が確定日割表を表記の日までに交付しない場合。  
④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。  
■当社による旅行契約の解除  
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）  
① お客様の数が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。  
② 旅行代金を期日までににお支払いいただけないとき ③ 申込条件の不適合 ④ 病気、団体行動への支障その他のにより旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤ お客様が■お申し込み⑨①から④のいずれかに該当することが判明したとき

### ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合を原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

### ■特別補償

当社がお客様が当旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害により、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数について4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対に對するの補償限度は10万円）を支払います。ただし、日割表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

### ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額は、1,000円未満の場合も、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りません。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

### ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### ■お客様の交替

お客様が当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することがあります。

- エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（ ）はともども。  
北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東・・・17,500円（13,200円）  
アジア（韓国除く）・ロシア・マイクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000円（7,500円）  
韓国・・・6,000円（4,500円）  
(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円（大人・ともども共通）  
\* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

### ■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等について保険を求め、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

### ■お買い物の案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認および送料の受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国際諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

### ■事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日割表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

### ■個人情報の取扱いについて

- 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ運送の方法等でお送りすることによって提供いたします。  
(2) 当社およびご旅行をお申し出いただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーを提携する団体・企業（イベント主催会社等を含む）に提供いたします。  
(3) 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。  
(4) 当社は旅行先でお客さまのお買ひ物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子の方法等でお送りすることによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。  
(5) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

### ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。